

検索結果の非表示措置の申告を受けた場合の ヤフー株式会社の対応方針について

2015年3月30日
ヤフー株式会社

ヤフー株式会社（以下、ヤフー）は、2014年11月に「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」を設置し、検索結果ページに表示される情報の削除について検討を行ってきました。このたび、上記会議の検討結果を踏まえ、インターネット上に自己のプライバシーに関する情報が掲載されていると考える方（以下、被害申告者）から検索結果の非表示措置を求める申告を受けた場合のヤフーの対応方針についてとりまとめましたので、公表します。

以下では、ヤフーの検索結果の表示に関する考え方について、

1. プライバシー侵害に関する判断
2. 検索結果の表示内容自体（ウェブページのタイトル、スニペット）の非表示措置に関する判断
3. プライバシー侵害とされる情報が掲載されているウェブページ（以下、リンク先ページ）へのリンク情報の非表示措置に関する判断

の3つに分けて説明いたします。

なお、検索サービスにおいて「表現の自由」とプライバシーをどうバランスさせるかについては、最終的には個別の事案に応じた判断が必要となるケースが存在するため、実務対応にあたっては個別の事情を踏まえて慎重に対応することとなります。また、以下に述べるのは、ヤフーの対応方針であって、これに反した場合に直ちにヤフーに法的責任が生じるものではありません。

1 プライバシー侵害に関する判断

ヤフーは、被害申告者が非表示を求める情報について、その情報を公表されない被害申告者の法的利益とその情報を公表する理由との比較衡量を行います。個別の事案に応じて考慮する事情としては、被害申告者の属性（公職者か否か、成年か未成年かなど）、記載された情報の性質、当該情報の社会的意義・関心の程度、当該情報の掲載時からの時の経過等を考慮します。

なお、被害申告者の属性、記載された情報の性質についての考え方は概ね以下のとおりです。

(1) 被害申告者の属性

- ①公益性の高い属性（「表現の自由」の保護の要請が高い属性）
 - ・公職者（議員、一定の役職にある公務員等）
 - ・企業や団体の代表・役員等、芸能人、著名人
- ②プライバシー保護の要請が高い属性
 - ・未成年者

(2) 記載された情報の性質

- ①プライバシー保護の要請が高い情報
 - ・性的画像
 - ・身体的事項（病歴等）
 - ・過去の被害に関する情報（犯罪被害、いじめ被害）
- ②公益性の高い情報（「表現の自由」の保護の要請が高い情報）
 - ・過去の違法行為（前科・逮捕歴）
 - ・処分等の履歴（懲戒処分等）
- ③文脈等に依存する情報
 - ・出生やそれに伴う属性

2 検索結果の表示内容の非表示措置に関する判断

検索結果の表示内容自体から（リンク先ページの記載を見るまでもなく）権利侵害が明白に認められる場合は、当該権利侵害記載部分について非表示措置を講じます。もっとも、検索結果上の記載内容は、検索キーワードによって変動するものであるため、検索キーワードを限定した上で非表示措置を講じます（原則として被害申告者の名前等の被害申告者と関係する合理的な検索キーワードとした場合に限ります）。

いかなる場合に、検索結果の表示内容自体から権利侵害の明白性が認められるかについては、個別の事案ごとに判断をすることになりますが、以下に挙げるような場合は、権利侵害の明白性が認められる可能性が高いと判断します。

- ・特に理由なく一般人の氏名及び住所や電話番号等が掲載されている場合

(検索結果画面のイメージ)

[甲田乙男](#)

〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇.jp/ - キャッシュ

甲田乙男 住所：東京都〇〇区△△×-×-× 電話番号 080-XXXX-XXXX...

- ・特に理由なく一般人の氏名及び家庭に関する詳細な情報が掲載されている場合

(検索結果画面のイメージ)

[甲田乙男](#)

〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇.jp/ - キャッシュ

甲田乙男には娘に丙子 (7)、丁子 (5) がいる。丙子は先妻の子であるが、丁子は後妻との間の子である...

- ・一般人の氏名及び秘匿の要請が強い情報（たとえば、病歴等）に関する情報が掲載されている場合

(検索結果画面のイメージ)

[甲田乙男](#)

〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇.jp/ - キャッシュ

甲田乙男は、〇〇年に〇〇感染症へ感染し、現在は〇〇病院に入院中である...

※以上の 3 例は、いずれも、個人が特定でき、かつ、非公開の情報である場合に限ります。

- ・既に長期間経過した過去の軽微な犯罪に関する情報が掲載されている場合

(検索結果画面のイメージ)

[甲田乙男](#)

〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇.jp/ - キャッシュ

昭和〇〇年、〇〇県警は、東京都〇〇区〇〇の会社員 甲田乙男を〇〇の容疑で逮捕した...

(非表示措置前後の検索結果画面のイメージ)

[措置前]



[措置後]



3 プライバシー侵害とされる情報が掲載されているウェブページへのリンク情報の非表示措置に関する判断

被害申告者からリンク先ページ管理者又はプロバイダに対して削除を命じる裁判所の判決（又は決定）の提出を受けた場合には、原則として非表示措置を講じます。

もっとも、被害申告者から上記判決（又は決定）の提出がない場合でも、リンク先ページの記載から権利侵害の明白性並びに当該侵害の重大性又

は非表示措置の緊急性があるとヤフーにおいて認められる場合は、例外的に非表示措置を講じます（検索キーワードの限定は行いません）。

権利侵害の明白性、重大性、緊急性の有無についても個別の事案ごとに判断をすることになりますが、以下に挙げるような場合は、権利侵害の重大性、緊急性が認められる可能性が高いと考えます。

- ・ 特定人の生命、身体に対する具体的・現実的危険を生じさせうる情報が掲載されている場合
- ・ 第三者の閲覧を前提としていない私的な性的動画像が掲載されている場合

以上